

令和3年8月16日

社会体育施設管理者 殿

栗原市教育委員会
教育長 佐藤 新一
(公印省略)

社会体育施設の利用制限について (通知)

晩夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

市教育行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、社会体育施設の利用受付の停止について、令和3年8月13日付け通知しているところではありますが、市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況が減少傾向にならないことから、さらなる感染拡大を防ぐため、下記のとおり社会体育施設の利用を停止いたします。

つきましては、内容を御承知いただき、社会体育施設利用者への周知について、よろしくお願いいたします。

なお、感染拡大状況に応じて、随時内容の見直しを行います。

記

適用期間 8月18日(水)～8月31日(火)

対象施設 すべての社会体育施設

制限内容 ① 施設の利用を停止します。
② 施設利用の申請受付を停止します。
(9月1日以降の利用分を含む)

【問い合わせ先】

担当：教育部社会教育課スポーツ推進係

電話：0228-42-3514 (内線 245、252)

F A X：0228-42-3518

e-mail：shakaikyoiku@kuriharacity.jp